

令和6年度国民健康保険事業費納付金 及び標準保険料率等について(案)

- 平成30年度から、県は市町村とともに国民健康保険の保険者となり、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するとともに、保険給付費（医療費から本人負担を除いた額）等の支払に必要な額を市町村へ交付しています。
また、県は、各市町村の国民健康保険事業費納付金額等を踏まえ、標準的な保険料水準として「標準保険料率」を市町村へ通知し、公表することとされています。
- 今般、県において、令和6年度の国民健康保険事業費納付金や標準保険料率（案）の算定を行ったため、ここに公表するものです。

(注) この資料の「1人当たり保険税必要額」は、低所得者に対する国保税の軽減措置等を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なります。



鹿児島県

令和6年2月9日

鹿児島県くらし保健福祉部 国民健康保険課

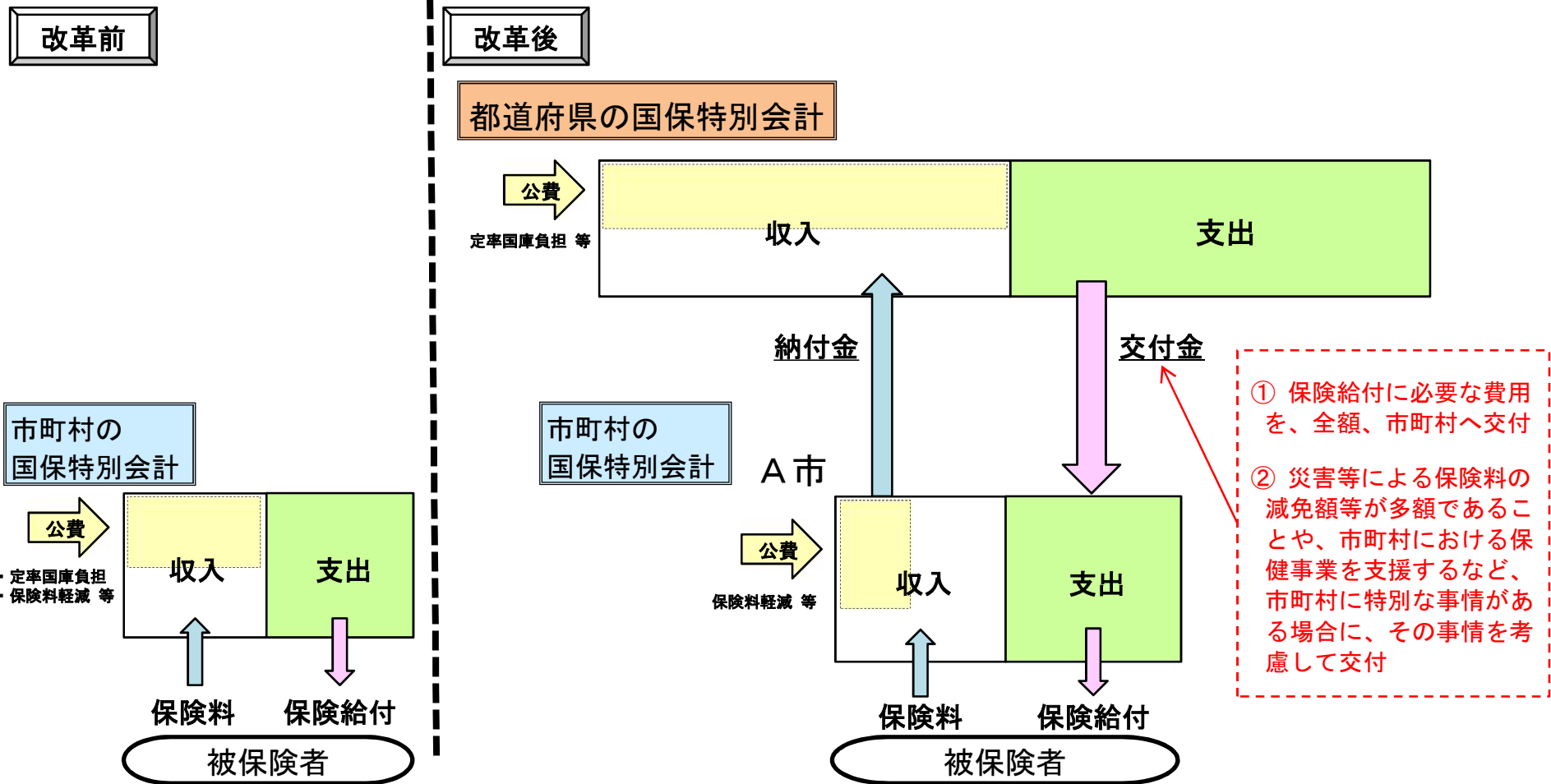
< 目 次 >

1 国保事業費納付金等の算定方法, 算定の前提となる係数等	
(1) ① 制度改革後の国保財政の仕組み P 1
② 保険料(税)の標準的な算定方法 P 2
③ 国保事業費納付金の算定イメージ(概要) P 3
④ 国民健康保険事業費納付金等における本県の主な算定方針 P 4
(2) 令和6年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数 及び県が定める額 P 5～6
(3) 年齢調整後医療費指数 P 7
2 令和6年度の算定結果	
(1) 算定結果のポイント P 8
(2) 国民健康保険事業費納付金 P 9
(3) 標準保険料率等 P 10～12
(4) 国民健康保険給付費等交付金(普通交付金) P 13

1-(1)-① 制度改革後の国保財政の仕組み

厚生労働省作成資料

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮。
- 市町村は都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。

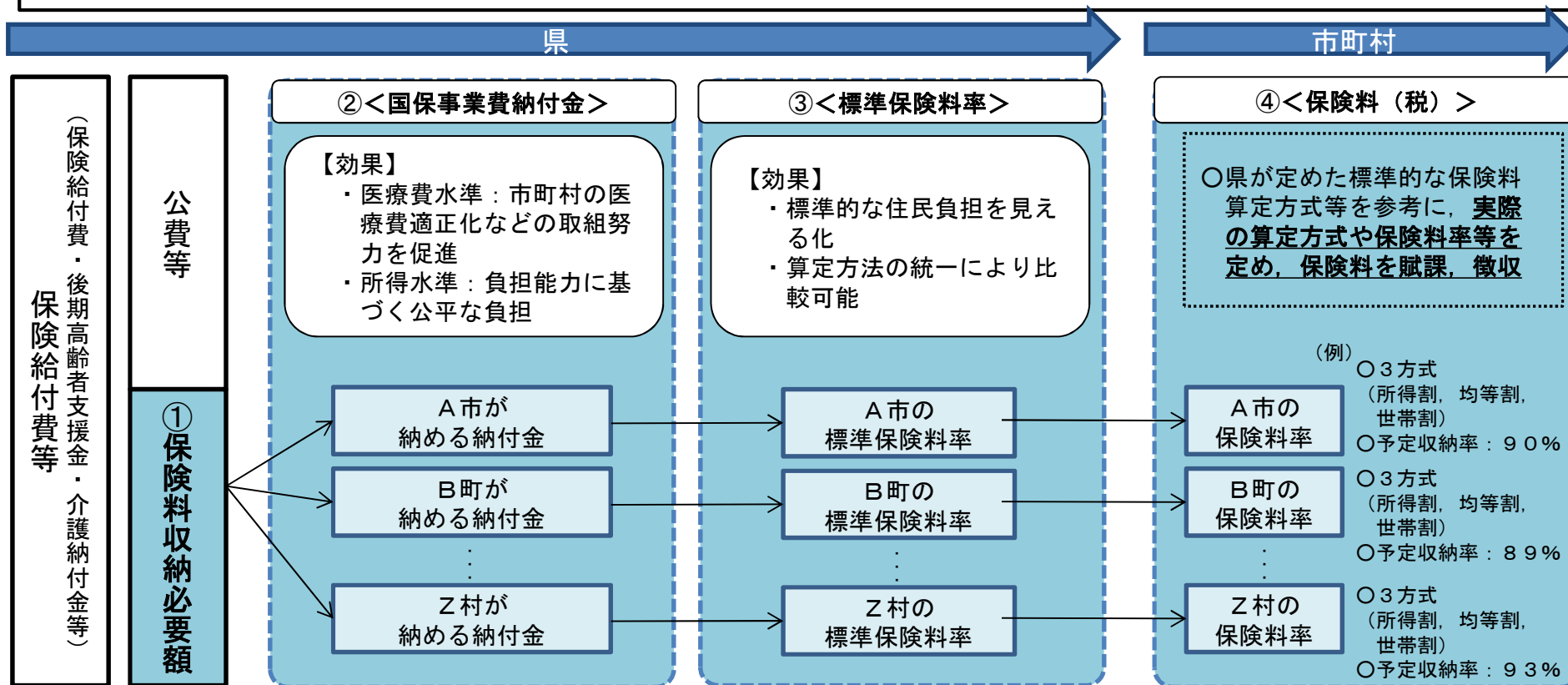


1-(1)-② 保険料(税)の標準的な算定方法

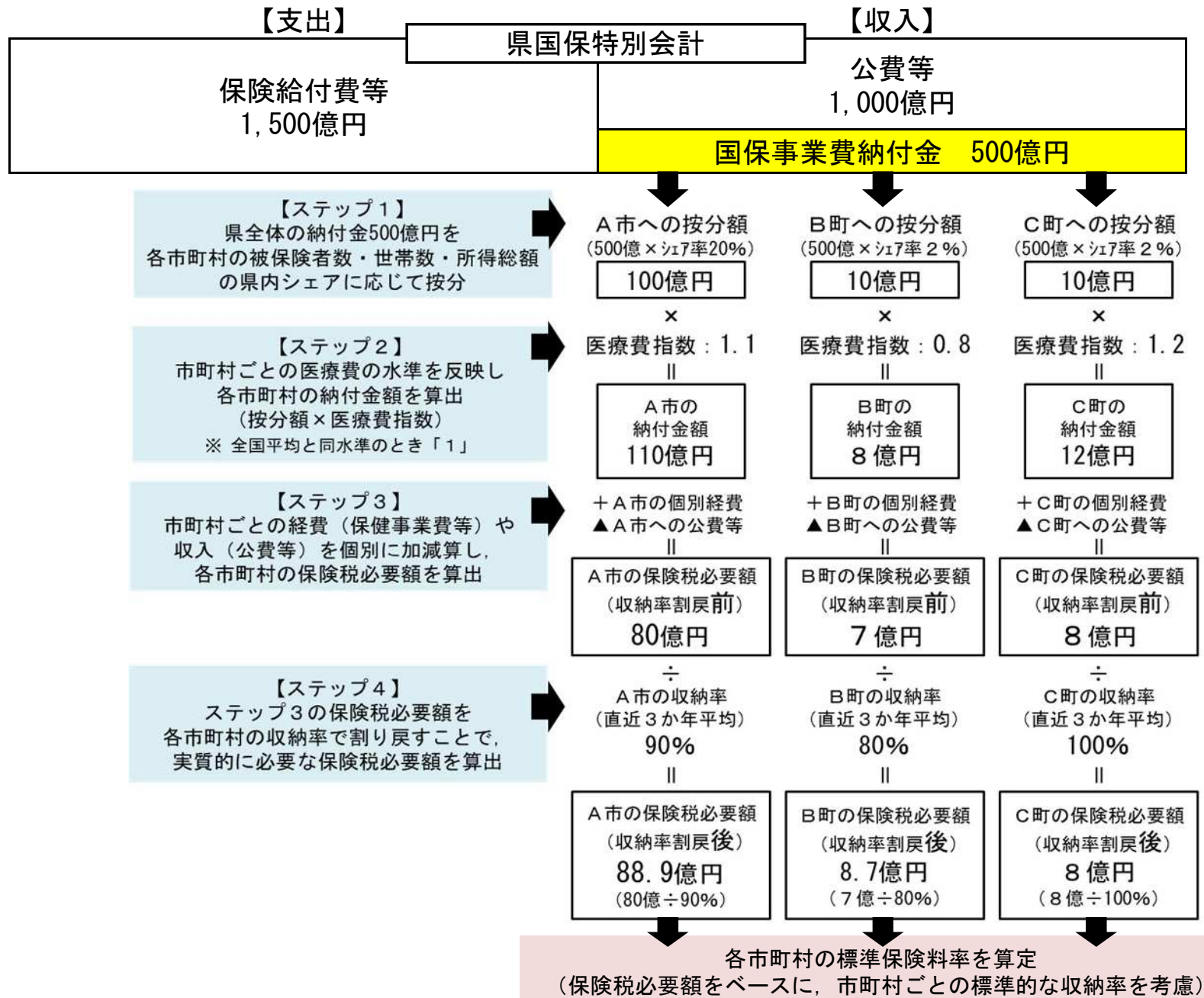
県国保運営方針
＜概要版＞より

標準的な保険料(税)算定のイメージ

- 県は、財政運営の責任主体として保険給付費等を県全体で賄うために、
 - ① 保険給付費等の見込みに見合う「保険料収納必要額」を算出。
 - ② 各市町村が県に納める額（国保事業費納付金）を決定（医療費水準，所得水準を考慮）。
 - ③ 標準的な保険料の算定方法（算定方式，市町村規模別の収納目標等），市町村ごとの標準保険料率を示す。
- 市町村は、
 - ④ 県が示した標準保険料率等（③）を参考に，実際の保険料算定方式や保険料率等を定め，保険料を賦課・徴収。



1-(1)-③ 国保事業費納付金の算定イメージ（概要）



1-(1)-④ 国民健康保険事業費納付金等における本県の主な算定方針

項 目		算 定 方 針 等
1 算定方針 基礎的な	①県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか。	統一の保険料水準とはしない。 (※統一に向けては引き続き検討)
	②県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。	高額医療費を共同で負担するための調整は行わない。
	③納付金として集め、また、保険給付費等交付金で交付する対象範囲を療養の給付等以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか。	対象範囲は拡大しない。
2 主に納付金の算定に必要な 係数、方針	① α (医療費指数反映係数) の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため、 $\alpha = 1$ を基本。 (激変緩和で α の調整は基本行わない)
	② β (所得シェア反映係数) の設定の仕方 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分) ※必要に応じ、 β' についても設定	β = 所得係数を基本。 (激変緩和で β の調整は基本行わない)
	③賦課限度額 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、市町村標準保険料率の算定にも当該賦課限度額を用いる)	地方税法施行令に示されている限度額とする。 (医療分65万円、後期分22万円、介護分17万円)
	④保険者努力支援制度の県分の扱い	納付金総額から差し引く。
	⑤所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するかどうか。	世帯数を勘案する。(= 3方式 (所得割, 均等割, 平等割))
3 主に標準保険料率の算定に必要な 係数、方針	①標準的な収納率 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分/各市町村の規模別等)	各市町村の実態に応じた収納率とし、直近3か年の平均値により設定する。
	②標準的な算定方式 (2方式, 3方式, 4方式)	3方式 (所得割, 均等割, 平等割)
	③所得割指数, 資産割指数, 均等割指数, 平等割指数 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分)	所得割指数=1.0, 均等割指数=0.7, 平等割指数=0.3
	④県繰入金 (1号分) を活用した激変緩和措置の調整する範囲 (標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e) の増加を一定割合以内に収める際の基準)	「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について (ガイドライン)」に基づき、令和5年度で終了。
	⑤保険者努力支援制度の県分の扱い (再掲)	2④と同じ

※ 考え方は鹿児島県国保運営方針に記載のとおり。

1-(2) 令和6年度国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数及び県が定める額

<ポイント>

- 国民健康保険事業費納付金の算定については、「鹿児島県国民健康保険条例（以下「条例」という。）」、「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（以下「省令」という。）」及び「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下「算定政令」という。）」の規定において、毎年度知事又は都道府県が定めることとされている係数がある。
- これらの係数は、納付金の算定上重要な係数であるため、あらかじめ、都道府県国民健康保険運営方針でその算定方針等を定めることとされており、本県においては平成29年11月に作成した「鹿児島県国民健康保険運営方針」でこれらの算定方針等を定めている。

<知事が定める数>

係数名	知事が定める数			根拠規定	解説
	R5年度	R6年度	R6-R5		
医療費指数反映係数	1	1	0	条例第11条	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省の納付金等ガイドラインでは「α」。 ・各市町村の医療費水準（年齢調整後医療費指数）を納付金の配分にどの程度反映させるかを決定する係数である。 ・$0 \leq \alpha \leq 1$で知事が定めることとされており、本県では医療費水準を全て納付金の配分に反映させるため、「1」とする。
一般納付金所得係数	0.6834030240713	0.6856653693400	0.0022623452687		<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省の納付金等ガイドラインでは「β」。 ・納付金の配分において、応能：応益=β：1とすることとされており、本県では「所得係数=本県の1人当たり所得金額/全国平均の1人当たり所得金額」とすることとしている。 ・βの計算は厚労省が行い、令和5年12月27日付けの国確定係数通知で示されている。
後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.7040771954528	0.7011159821239	-0.0029612133289		
介護納付金納付金所得係数	0.7024144544868	0.7094234562867	0.0070090017999		
一般納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第16条	<ul style="list-style-type: none"> ・納付金の配分において、均等割（被保険者数割）と平等割（世帯数割）を按分するための係数。 ・均等割指数は$0 < \text{指数} < 1$で知事が定めることとされており、本県では均等割：平等割=7:3とし、均等割指数は「0.7」とすることとしている。
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第20条	
介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第24条	
一般納付金基礎額調整係数	0.8337968843199	0.8359714000375	0.0021745157176	省令第10条	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省の納付金等ガイドラインでは「γ」。 ・納付金基礎額を市町村に按分した後に、納付金基礎額と按分後の市町村計を合わせるための調整係数である。 ・省令では、計算式を2通り規定し、知事が選択することとされている。本県では第1号の計算式を選択する（納付金算定において標準収納割合の調整は行わない）こととしている。 ・一般納付金基礎額調整係数（医療分）では、医療費水準を反映させることから調整係数が「0.84程度」となっているが、後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数と介護納付金納付金基礎額調整係数は端数調整のみであるためほぼ「1」となる。
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999977974	0.9999999978136	0.0000000000162	省令第16条	
介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999927528	0.9999999934218	0.0000000006690	省令第25条	

<県が定める額>

係数名	県が定める額	根拠規定	解説
市町村別納付金減算額（一部）	別紙（次ページ）のとおり	算定政令第13条第1号、第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の納付金額を算定する際に、高額医療費共同負担金（国1/4、県1/4）と特別高額医療費負担金（国が予算の範囲内で一部を負担）の額を市町村ごとに減算する額。 ・算定政令では、当該負担金の額を減算するか、減算しないか2通り規定し、いずれかを都道府県が選択することとされている。本県では高額医療費の共同負担を行わない（国保運営方針の「基礎的な算定方針」参照）ため、当該負担金の額を各市町村の納付金額から減算している。

1-(2) 令和6年度国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数及び県が定める額

<県が定める額>別紙

市 町 村 名	算定政令第13条第1号に基づき県が定める額 (高額負担金分を各市町村の納付金額から減算する額)			算定政令第13条第2号に基づき県が定める額 (特別高額負担金分を各市町村の納付金額から減算する額)		
	R5年度	R6年度	R6-R5	R5年度	R6年度	R6-R5
鹿 児 島 市	964,778,227円	952,698,466円	▲12,079,761円	37,261,304円	31,977,927円	▲5,283,377円
鹿 屋 市	164,895,025円	160,547,627円	▲4,347,398円	4,559,050円	3,783,269円	▲775,781円
枕 崎 市	48,649,641円	45,885,451円	▲2,764,190円	1,294,343円	989,923円	▲304,420円
阿 久 根 市	45,154,784円	41,462,372円	▲3,692,412円	1,191,444円	254,659円	▲936,785円
出 水 市	103,721,082円	100,947,870円	▲2,773,212円	4,545,523円	4,605,649円	+60,126円
指 宿 市	85,619,542円	87,662,340円	+2,042,798円	2,354,354円	2,330,303円	▲24,051円
西 之 表 市	31,216,698円	31,806,841円	+590,143円	340,183円	822,546円	+482,363円
垂 水 市	31,167,899円	31,098,804円	▲69,095円	1,357,605円	960,186円	▲397,419円
薩 川 内 市	157,953,141円	152,706,387円	▲5,246,754円	3,791,630円	3,415,586円	▲376,044円
日 置 市	88,635,153円	89,653,267円	+1,018,114円	3,375,869円	2,212,823円	▲1,163,046円
曾 於 市	71,327,243円	66,977,236円	▲4,350,007円	1,628,712円	1,415,326円	▲213,386円
霧 島 市	199,754,951円	202,610,202円	+2,855,251円	6,893,657円	7,005,547円	+111,890円
いちき串木野市	57,132,676円	56,984,963円	▲147,713円	2,165,883円	1,860,006円	▲305,877円
南 さ つ ま 市	68,171,118円	66,718,108円	▲1,453,010円	2,045,926円	1,022,219円	▲1,023,707円
志 布 志 市	59,139,021円	56,471,363円	▲2,667,658円	1,483,714円	2,018,864円	+535,150円
奄 美 市	68,546,395円	63,966,108円	▲4,580,287円	1,811,415円	1,327,755円	▲483,660円
南 九 州 市	71,437,416円	69,072,304円	▲2,365,112円	1,776,000円	1,405,546円	▲370,454円
伊 佐 市	45,964,288円	45,474,998円	▲489,290円	777,064円	1,141,622円	+364,558円
始 良 市	147,250,779円	147,944,152円	+693,373円	3,974,259円	3,965,461円	▲8,798円
三 島 村	1,249,430円	481,043円	▲768,387円	0円	0円	0円
十 島 村	1,736,016円	1,556,937円	▲179,079円	107,514円	92,775円	▲14,739円
さ つ ま 町	42,401,202円	42,048,145円	▲353,057円	1,855,520円	1,641,074円	▲214,446円
長 島 町	25,886,386円	23,438,611円	▲2,447,775円	556,682円	303,691円	▲252,991円
湧 水 町	21,657,404円	22,516,436円	+859,032円	468,438円	430,924円	▲37,514円
大 崎 町	27,401,389円	25,201,716円	▲2,199,673円	516,293円	431,450円	▲84,843円
東 串 良 町	21,695,225円	20,153,857円	▲1,541,368円	657,446円	76,584円	▲580,862円
錦 江 町	21,635,056円	21,090,412円	▲544,644円	1,897,670円	2,465,113円	+567,443円
南 大 隅 町	17,750,521円	17,112,019円	▲638,502円	248,287円	131,900円	▲116,387円
肝 付 町	31,666,666円	31,057,590円	▲609,076円	1,008,494円	641,023円	▲367,471円
中 種 子 町	18,101,948円	15,779,202円	▲2,322,746円	650,735円	119,625円	▲531,110円
南 種 子 町	12,719,052円	10,993,897円	▲1,725,155円	68,107円	0円	▲68,107円
屋 久 島 町	30,776,271円	31,464,143円	+687,872円	1,291,650円	1,052,140円	▲239,510円
大 和 村	2,907,481円	2,820,055円	▲87,426円	0円	0円	0円
宇 検 村	3,004,645円	2,244,892円	▲759,753円	0円	0円	0円
瀬 戸 内 町	15,339,741円	15,251,364円	▲88,377円	613,895円	477,727円	▲136,168円
龍 郷 町	9,461,983円	10,111,981円	+649,998円	59,488円	151,459円	+91,971円
龍 喜 界 町	16,038,036円	16,240,694円	+202,658円	1,368,459円	1,180,862円	▲187,597円
徳 之 島 町	21,247,468円	22,459,340円	+1,211,872円	1,815,039円	1,166,179円	▲648,860円
天 城 町	14,193,140円	14,922,092円	+728,952円	1,640,476円	1,109,615円	▲530,861円
伊 仙 町	13,043,514円	13,510,185円	+466,671円	58,070円	137,467円	+79,397円
和 泊 町	16,021,201円	17,857,709円	+1,836,508円	529,923円	752,837円	+222,914円
知 名 町	14,985,467円	14,418,937円	▲566,530円	401,897円	456,356円	+54,459円
与 論 町	8,616,108円	9,627,144円	+1,011,036円	0円	0円	0円
計	2,920,050,429円	2,873,047,260円	▲47,003,169円	98,442,018円	85,334,018円	▲13,108,000円

1-(3) 年齢調整後医療費指数

<ポイント>

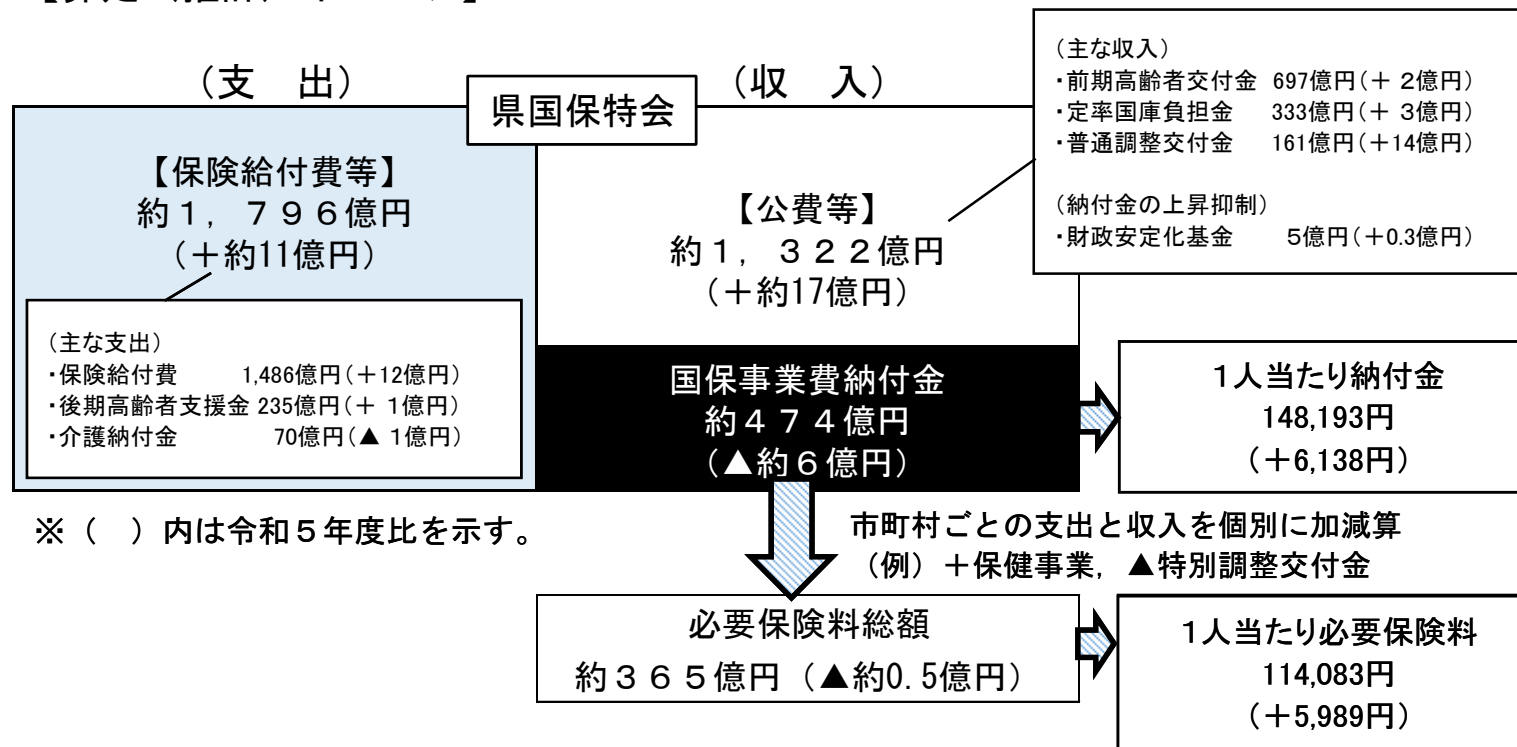
- 年齢調整後医療費指数は、各市町村の「年齢構成の差異を調整した医療費水準」であり、この水準が全国平均と同じである場合は指数は1となり、全国平均より高い場合は1より高く、低い場合は1より低くなる。
- 年齢調整後医療費指数は、過去3か年(R2～R4)の各年齢階級(5歳階級別)における全国平均の1人当たり医療費、各市町村の1人当たり医療費実績及び被保険者数から算出され、各市町村の納付金の算出に用いられる。

市町村名	R5年度	R6年度	R5→R6伸び率	市町村名	R5年度	R6年度	R5→R6伸び率
鹿児島市	1.2393276715059	1.2402499180431	+0.07%	長島町	1.3219642426378	1.3073602254435	▲1.10%
鹿屋市	1.0628391733772	1.0683660402758	+0.52%	湧水町	1.2943634971017	1.2854488672470	▲0.69%
枕崎市	1.2859385897601	1.2641435361417	▲1.69%	大崎町	1.1249283326092	1.1022078902170	▲2.02%
阿久根市	1.3179785472170	1.3012477575457	▲1.27%	東串良町	1.1497852881729	1.1378655452166	▲1.04%
出水市	1.2073243746179	1.1857759622265	▲1.78%	錦江町	1.1667958795026	1.1576439738462	▲0.78%
指宿市	1.2042994284671	1.2218862005391	+1.46%	南大隅町	1.2815862608502	1.2198902828631	▲4.81%
西之表市	1.0107973185246	1.0013446668718	▲0.94%	肝付町	1.1506417238391	1.1472283926943	▲0.30%
垂水市	1.2224247933081	1.2518696419888	+2.41%	中種子町	1.0268845422458	1.0021989161423	▲2.40%
薩摩川内市	1.2216735969384	1.2197768578238	▲0.16%	南種子町	1.0803288915456	1.0340570695369	▲4.28%
日置市	1.2270315075919	1.2226901730349	▲0.35%	屋久島町	1.0113907394618	1.0480289383934	+3.62%
曾於市	1.1745973372776	1.1659114672461	▲0.74%	大和村	1.0745891133115	1.0077133013162	▲6.22%
霧島市	1.2393173413352	1.2237698924798	▲1.25%	宇検村	0.8592544230445	0.7799941882712	▲9.22%
いちき串木野市	1.4066815017418	1.4181229717199	+0.81%	瀬戸内町	1.1382551561416	1.1432942952937	+0.44%
南さつま市	1.3744375400401	1.3602057468344	▲1.04%	龍郷町	1.0662214209093	1.0530307904268	▲1.24%
志布志市	1.1135736745909	1.0972652855379	▲1.46%	喜界町	0.9189323222408	0.9171911186096	▲0.19%
奄美市	1.0145206397602	1.0030072220432	▲1.13%	徳之島町	1.0526773054519	1.0580877246395	+0.51%
南九州市	1.2567937021966	1.2461170716451	▲0.85%	天城町	1.1271550115233	1.1267084336344	▲0.04%
伊佐市	1.2095536915619	1.1975693840519	▲0.99%	伊仙町	1.0216562381442	1.0328658948030	+1.10%
始良市	1.2283934631678	1.2408661780329	+1.02%	和泊町	0.9440098456849	0.9721781141412	+2.98%
三島村	1.1382169112869	0.8468863021537	▲25.60%	知名町	0.9973378208685	0.9887396294816	▲0.86%
十島村	1.1915659916446	1.2074867165872	+1.34%	与論町	0.7841156301486	0.8133813406764	+3.73%
さつま町	1.2952938229447	1.2789846828092	▲1.26%				

2-(1) 令和6年度算定結果のポイント

- 令和6年度は、1人当たり医療費の増加に伴う保険給付費の支出の増加等があった一方で、普通調整交付金の収入の増加等が生じたため、市町村が県に納める令和6年度納付金総額は令和5年度比▲約6億円の約474億円となった。
- 1人当たり保険税必要額は、被保険者数の減少等により、令和5年度比+5,989円の114,083円となった。

【算定（推計）イメージ】



※ () 内は令和5年度比を示す。

(注) この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置等を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

2-(2) 令和6年度国民健康保険事業費納付金

<ポイント>

○ 国民健康保険事業費納付金は、平成30年度以降、市町村が徴収した国保税や市町村向けの公費支援額等を財源として県に納めるものであり、県は、翌年度の保険給付費等を推計した上で、各市町村から徴収する納付金額をそれぞれの市町村の医療費水準（年齢調整後医療費指数）や所得水準等をもとに算定する。

市町村名	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	R6年度計 ①	R5年度計 ②	前年度比増減額 ①-②
鹿児島市	11,954,642,039円	3,366,573,698円	1,005,704,573円	16,326,920,310円	16,332,628,464円	▲5,708,154円
鹿屋市	1,924,507,949円	637,693,425円	197,528,552円	2,759,729,926円	2,789,861,473円	▲30,131,547円
枕崎市	552,742,030円	152,344,271円	44,014,474円	749,100,775円	764,754,941円	▲15,654,166円
阿久根市	475,763,252円	127,712,905円	40,276,539円	643,752,696円	657,778,263円	▲14,025,567円
出水市	1,207,051,862円	356,865,604円	114,287,181円	1,678,204,647円	1,751,857,069円	▲73,652,422円
指宿市	1,195,369,158円	342,055,085円	108,655,621円	1,646,079,864円	1,652,736,354円	▲6,656,490円
西之表市	327,672,245円	116,449,861円	37,563,897円	481,686,003円	512,996,640円	▲31,310,637円
垂水市	324,368,686円	91,290,542円	26,947,219円	442,606,447円	448,798,144円	▲6,191,697円
薩摩川内市	1,749,434,081円	497,982,713円	135,246,332円	2,382,663,126円	2,405,679,205円	▲23,016,079円
日置市	975,349,063円	280,963,891円	81,527,482円	1,337,840,436円	1,361,261,680円	▲23,421,244円
曾於市	919,007,442円	272,629,337円	82,032,384円	1,273,669,163円	1,294,197,014円	▲20,527,851円
霧島市	2,373,470,466円	682,425,919円	192,835,704円	3,248,732,089円	3,320,731,405円	▲71,999,316円
いちき串木野市	585,698,369円	145,846,838円	39,649,945円	771,195,152円	785,116,737円	▲13,921,585円
南さつま市	812,868,680円	207,848,208円	58,300,874円	1,079,017,762円	1,154,889,738円	▲75,871,976円
志布志市	715,004,638円	230,517,954円	72,875,843円	1,018,398,435円	1,051,975,335円	▲33,576,900円
奄美市	769,585,023円	272,423,253円	91,123,859円	1,133,132,135円	1,168,564,009円	▲35,431,874円
南九州市	998,952,989円	277,510,145円	92,298,155円	1,368,761,289円	1,398,812,910円	▲30,051,621円
伊佐市	568,701,140円	165,045,089円	48,153,152円	781,899,381円	798,800,465円	▲16,901,084円
始良市	1,500,753,949円	428,390,151円	110,085,765円	2,039,229,865円	2,075,466,490円	▲36,236,625円
三島村	10,185,759円	4,458,942円	1,860,224円	16,504,925円	17,403,567円	▲898,642円
十島村	28,801,583円	8,465,209円	2,972,977円	40,239,769円	35,353,146円	+4,886,623円
さつま町	439,085,930円	121,288,348円	33,795,516円	594,169,794円	630,777,069円	▲36,607,275円
長島町	371,390,469円	97,413,934円	34,295,229円	503,099,632円	472,768,438円	+30,331,194円
湧水町	226,695,056円	62,382,271円	17,346,016円	306,423,343円	304,767,414円	+1,655,929円
大崎町	287,454,673円	91,237,612円	28,255,219円	406,947,504円	434,781,781円	▲27,834,277円
東串良町	193,282,485円	62,174,740円	23,389,957円	278,847,182円	288,210,858円	▲9,363,676円
錦江町	185,087,276円	58,285,364円	18,609,302円	261,981,942円	275,520,567円	▲13,538,625円
南大隅町	187,846,651円	53,992,720円	16,906,917円	258,746,288円	275,788,503円	▲17,042,215円
肝付町	315,220,567円	97,512,741円	29,522,946円	442,256,254円	461,062,399円	▲18,806,145円
中種子町	193,958,550円	67,985,125円	22,042,925円	283,986,600円	294,299,697円	▲10,313,097円
南種子町	114,300,513円	39,228,332円	12,250,746円	165,779,591円	187,702,416円	▲21,922,825円
屋久島町	287,622,024円	101,054,123円	35,380,719円	424,056,866円	400,853,894円	+23,202,972円
大和村	27,705,523円	9,738,156円	2,990,371円	40,434,050円	43,785,226円	▲3,351,176円
宇検村	26,352,643円	11,766,009円	3,086,353円	41,205,005円	43,200,473円	▲1,995,468円
瀬戸内町	207,753,488円	63,304,217円	20,884,120円	291,941,825円	281,669,812円	+10,272,013円
龍郷町	128,998,295円	42,931,817円	15,272,330円	187,202,442円	194,909,441円	▲7,706,999円
喜界町	134,901,558円	53,774,494円	16,501,112円	205,177,164円	208,815,542円	▲3,638,378円
徳之島町	236,208,131円	80,074,371円	27,449,484円	343,731,986円	337,599,210円	+6,132,776円
天城町	143,882,567円	46,225,836円	16,031,825円	206,140,228円	197,790,726円	+8,349,502円
伊仙町	132,353,706円	46,866,173円	16,478,978円	195,698,857円	197,608,471円	▲1,909,614円
和泊町	192,978,256円	71,819,867円	23,082,850円	287,880,973円	279,613,842円	+8,267,131円
知名町	165,270,468円	60,105,082円	20,344,473円	245,720,023円	233,732,793円	+11,987,230円
与論町	132,636,707円	57,718,477円	22,472,000円	212,827,184円	209,388,071円	+3,439,113円
計	34,300,915,939円	10,062,372,849円	3,040,330,140円	47,403,618,928円	48,034,309,692円	▲630,690,764円

2-3) 標準保険料率等①

<ポイント>

- 標準保険料率は、都道府県内全ての市町村の標準的な水準を表す「都道府県標準保険料率」(算定方式は全国統一で2方式)と、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」(本県の算定方式は3方式)がある。
- 市町村標準保険料率は、各市町村の納付金額を基礎額として、市町村ごとに個別事情の加減算(推計可能な市町村向けの公費支援額等の減算や保健事業費等の経費の加算等)を行った額を市町村ごとの標準的な収納率で割り戻すなどにより算出し、各市町村が国保税率を決定する際に参考とするために県が示すものである。
- 1人当たり保険税必要額は、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を被保険者数で除した額であり、低所得者に対する軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

○都道府県標準保険料率

都道府県名	区 分	R5年度			R5一人当たり 保険税必要額
		所得割率	均等割額	平等割額	
鹿児島県	医療給付費分	7.44%	45,920円		108,094円
	後期高齢者支援金等分	2.82%	16,862円		
	介護納付金分	2.38%	16,958円		

R6年度			R6一人当たり 保険税必要額
所得割率	均等割額	平等割額	
7.96%	48,608円		114,083円
2.92%	17,400円		
2.46%	17,778円		

R6-R5			R6-R5 (一人当たり保 険税必要額)	増減率
所得割率	均等割額	平等割額		
0.52%	2,688円		5,989円	5.54%
0.10%	538円			
0.08%	820円			

○市町村標準保険料率

市町村名	区 分	R5年度			R5一人当たり 保険税必要額
		所得割率	均等割額	平等割額	
鹿児島市	医療給付費分	8.15%	35,321円	23,536円	116,671円
	後期高齢者支援金等分	2.85%	11,943円	7,958円	
	介護納付金分	2.39%	11,941円	6,067円	
鹿屋市	医療給付費分	6.52%	28,239円	18,817円	97,017円
	後期高齢者支援金等分	2.79%	11,683円	7,785円	
	介護納付金分	2.43%	12,150円	6,173円	
枕崎市	医療給付費分	7.87%	34,085円	22,713円	117,544円
	後期高齢者支援金等分	2.78%	11,648円	7,761円	
	介護納付金分	2.31%	11,539円	5,863円	
阿久根市	医療給付費分	7.29%	31,574円	21,040円	104,112円
	後期高齢者支援金等分	2.76%	11,573円	7,712円	
	介護納付金分	2.37%	11,815円	6,002円	
出水市	医療給付費分	5.38%	23,295円	15,523円	90,266円
	後期高齢者支援金等分	2.82%	11,827円	7,881円	
	介護納付金分	2.39%	11,952円	6,072円	
指宿市	医療給付費分	7.58%	32,831円	21,877円	116,638円
	後期高齢者支援金等分	2.87%	12,012円	8,004円	
	介護納付金分	2.36%	11,772円	5,981円	
西之表市	医療給付費分	6.19%	26,829円	17,878円	98,036円
	後期高齢者支援金等分	2.73%	11,459円	7,636円	
	介護納付金分	2.27%	11,343円	5,763円	
垂水市	医療給付費分	6.92%	29,956円	19,962円	97,710円
	後期高齢者支援金等分	2.80%	11,721円	7,810円	
	介護納付金分	2.40%	12,005円	6,099円	
薩摩川内市	医療給付費分	8.04%	34,808円	23,195円	111,191円
	後期高齢者支援金等分	2.81%	11,778円	7,848円	
	介護納付金分	2.35%	11,739円	5,964円	
日置市	医療給付費分	7.82%	33,880円	22,576円	109,262円
	後期高齢者支援金等分	2.76%	11,567円	7,708円	
	介護納付金分	2.34%	11,688円	5,938円	

R6年度			R6一人当たり 保険税必要額
所得割率	均等割額	平等割額	
8.76%	37,547円	24,592円	124,676円
2.99%	12,475円	8,171円	
2.50%	12,697円	6,419円	
7.00%	29,982円	19,637円	102,415円
2.85%	11,897円	7,792円	
2.46%	12,494円	6,316円	
8.41%	36,052円	23,613円	124,188円
2.87%	11,970円	7,840円	
2.37%	12,030円	6,081円	
7.54%	32,335円	21,178円	107,892円
2.92%	12,157円	7,962円	
2.46%	12,491円	6,315円	
5.53%	23,714円	15,532円	91,708円
2.85%	11,862円	7,770円	
2.41%	12,205円	6,170円	
8.21%	35,199円	23,054円	123,265円
2.90%	12,096円	7,922円	
2.44%	12,386円	6,262円	
6.76%	28,973円	18,976円	103,321円
2.86%	11,905円	7,797円	
2.39%	12,094円	6,114円	
7.42%	31,791円	20,822円	101,234円
2.87%	11,975円	7,843円	
2.46%	12,475円	6,306円	
8.81%	37,758円	24,730円	118,628円
2.98%	12,408円	8,127円	
2.56%	12,979円	6,562円	
8.38%	35,925円	23,530円	115,290円
2.83%	11,809円	7,734円	
2.43%	12,337円	6,237円	

R6-R5			R6-R5 (一人当たり保 険税必要額)	増減率
所得割率	均等割額	平等割額		
0.61%	2,226円	1,056円	8,005円	6.86%
0.14%	532円	213円		
0.11%	756円	352円		
0.48%	1,743円	820円	5,398円	5.56%
0.06%	214円	7円		
0.03%	344円	143円		
0.54%	1,967円	900円	6,644円	5.65%
0.09%	322円	79円		
0.06%	491円	218円		
0.25%	761円	138円	3,780円	3.63%
0.16%	584円	250円		
0.09%	676円	313円		
0.15%	419円	9円	1,442円	1.60%
0.03%	35円	-111円		
0.02%	253円	98円		
0.63%	2,368円	1,177円	6,627円	5.68%
0.03%	84円	-82円		
0.08%	614円	281円		
0.57%	2,144円	1,098円	5,285円	5.39%
0.13%	446円	161円		
0.12%	751円	351円		
0.50%	1,835円	860円	3,524円	3.61%
0.07%	254円	33円		
0.06%	470円	207円		
0.77%	2,950円	1,535円	7,437円	6.69%
0.17%	630円	279円		
0.21%	1,240円	598円		
0.56%	2,045円	954円	6,028円	5.52%
0.07%	242円	26円		
0.09%	649円	299円		

2-3) 標準保険料率等②

市町村名	区分	R5年度			R5一人当たり 保険料必要額	R6年度			R6一人当たり 保険料必要額	R6-R5			R6-R5 (一人当たり保 険料必要額)	
		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額	増減率	
曾於市	医療給付費分	7.82%	33,875円	22,573円	118,787円	8.13%	34,855円	22,829円	123,863円	0.31%	980円	256円	5,076円	4.27%
	後期高齢者支援金等分	2.85%	11,928円	7,949円		2.98%	12,427円	8,140円		0.13%	499円	191円		
	介護納付金分	2.41%	12,053円	6,124円		2.46%	12,480円	6,309円		0.05%	427円	185円		
霧島市	医療給付費分	7.17%	31,034円	20,680円	101,837円	7.55%	32,339円	21,181円	106,822円	0.38%	1,305円	501円	4,985円	4.90%
	後期高齢者支援金等分	2.75%	11,510円	7,670円		2.88%	11,990円	7,853円		0.13%	480円	183円		
	介護納付金分	2.33%	11,635円	5,911円		2.42%	12,271円	6,203円		0.09%	636円	292円		
いちき串木野市	医療給付費分	8.08%	34,999円	23,322円	112,846円	8.94%	38,334円	25,108円	120,683円	0.86%	3,335円	1,786円	7,837円	6.94%
	後期高齢者支援金等分	2.78%	11,650円	7,763円		2.91%	12,138円	7,950円		0.13%	488円	187円		
	介護納付金分	2.39%	11,935円	6,064円		2.43%	12,344円	6,240円		0.04%	409円	176円		
南さつま市	医療給付費分	8.25%	35,736円	23,813円	115,818円	8.76%	37,531円	24,582円	118,389円	0.51%	1,795円	769円	2,571円	2.22%
	後期高齢者支援金等分	2.82%	11,824円	7,879円		2.89%	12,031円	7,880円		0.07%	207円	1円		
	介護納付金分	2.43%	12,111円	6,153円		2.46%	12,465円	6,302円		0.03%	354円	149円		
志布志市	医療給付費分	6.71%	29,049円	19,357円	104,935円	6.94%	29,735円	19,476円	107,375円	0.23%	686円	119円	2,440円	2.33%
	後期高齢者支援金等分	2.79%	11,681円	7,784円		2.89%	12,050円	7,893円		0.10%	369円	109円		
	介護納付金分	2.23%	11,136円	5,658円		2.30%	11,671円	5,900円		0.07%	535円	242円		
奄美市	医療給付費分	5.75%	24,893円	16,588円	87,868円	6.44%	27,587円	18,069円	93,803円	0.69%	2,694円	1,481円	5,935円	6.75%
	後期高齢者支援金等分	2.81%	11,785円	7,853円		2.87%	11,976円	7,844円		0.06%	191円	-9円		
	介護納付金分	2.29%	11,424円	5,804円		2.29%	11,635円	5,882円		0.00%	211円	78円		
南九州市	医療給付費分	8.09%	35,053円	23,358円	125,273円	8.47%	36,301円	23,776円	132,123円	0.38%	1,248円	418円	6,850円	5.47%
	後期高齢者支援金等分	2.80%	11,757円	7,834円		2.88%	12,016円	7,870円		0.08%	259円	36円		
	介護納付金分	2.35%	11,745円	5,967円		2.38%	12,091円	6,113円		0.03%	346円	146円		
伊佐市	医療給付費分	6.88%	29,782円	19,845円	99,355円	7.19%	30,811円	20,180円	103,247円	0.31%	1,029円	335円	3,892円	3.92%
	後期高齢者支援金等分	2.90%	12,144円	8,093円		2.97%	12,364円	8,098円		0.07%	220円	5円		
	介護納付金分	2.43%	12,110円	6,153円		2.43%	12,340円	6,238円		0.00%	230円	85円		
始良市	医療給付費分	7.96%	34,495円	22,986円	111,952円	8.63%	36,990円	24,227円	116,211円	0.67%	2,495円	1,241円	4,259円	3.80%
	後期高齢者支援金等分	2.80%	11,727円	7,814円		2.84%	11,844円	7,758円		0.04%	117円	-56円		
	介護納付金分	2.55%	12,733円	6,469円		2.46%	12,470円	6,304円		-0.09%	-263円	-165円		
三島村	医療給付費分	5.54%	23,988円	15,985円	98,357円	4.05%	17,352円	11,365円	95,414円	-1.49%	-6,636円	-4,620円	-2,943円	-2.99%
	後期高齢者支援金等分	2.85%	11,925円	7,947円		2.90%	12,090円	7,919円		0.05%	165円	-28円		
	介護納付金分	2.57%	12,836円	6,522円		2.59%	13,147円	6,646円		0.02%	311円	124円		
十島村	医療給付費分	5.98%	25,903円	17,261円	123,489円	8.73%	37,412円	24,504円	160,935円	2.75%	11,509円	7,243円	37,446円	30.32%
	後期高齢者支援金等分	2.55%	10,683円	7,119円		2.89%	12,034円	7,882円		0.34%	1,351円	763円		
	介護納付金分	2.18%	10,877円	5,526円		2.46%	12,463円	6,301円		0.28%	1,586円	775円		
さつま町	医療給付費分	8.40%	36,403円	24,258円	120,020円	8.84%	37,882円	24,812円	122,725円	0.44%	1,479円	554円	2,705円	2.25%
	後期高齢者支援金等分	2.70%	11,317円	7,541円		2.80%	11,683円	7,652円		0.10%	366円	111円		
	介護納付金分	2.24%	11,201円	5,691円		2.39%	12,135円	6,135円		0.15%	934円	444円		
長島町	医療給付費分	6.54%	28,326円	18,875円	111,150円	7.12%	30,516円	19,987円	126,040円	0.58%	2,190円	1,112円	14,890円	13.40%
	後期高齢者支援金等分	2.78%	11,632円	7,751円		2.87%	11,973円	7,842円		0.09%	341円	91円		
	介護納付金分	2.38%	11,907円	6,049円		2.42%	12,292円	6,214円		0.04%	385円	165円		
湧水町	医療給付費分	7.65%	33,127円	22,074円	107,699円	8.52%	36,512円	23,914円	118,361円	0.87%	3,385円	1,840円	10,662円	9.90%
	後期高齢者支援金等分	2.79%	11,694円	7,792円		2.84%	11,850円	7,761円		0.05%	156円	-31円		
	介護納付金分	2.35%	11,723円	5,956円		2.38%	12,045円	6,089円		0.03%	322円	133円		
大崎町	医療給付費分	6.99%	30,255円	20,161円	107,329円	7.64%	32,735円	21,440円	108,736円	0.65%	2,480円	1,279円	1,407円	1.31%
	後期高齢者支援金等分	2.80%	11,756円	7,834円		2.85%	11,873円	7,776円		0.05%	117円	-58円		
	介護納付金分	2.42%	12,078円	6,136円		2.43%	12,302円	6,219円		0.01%	224円	83円		
東串良町	医療給付費分	7.35%	31,819円	21,203円	124,249円	7.42%	31,797円	20,826円	125,381円	0.07%	-22円	-377円	1,132円	0.91%
	後期高齢者支援金等分	2.81%	11,798円	7,862円		2.87%	11,978円	7,845円		0.06%	180円	-17円		
	介護納付金分	2.36%	11,768円	5,979円		2.40%	12,146円	6,141円		0.04%	378円	162円		
錦江町	医療給付費分	7.22%	31,272円	20,838円	104,161円	7.16%	30,694円	20,104円	104,546円	-0.06%	-578円	-734円	385円	0.37%
	後期高齢者支援金等分	2.75%	11,513円	7,672円		2.82%	11,772円	7,710円		0.07%	259円	38円		
	介護納付金分	2.27%	11,332円	5,757円		2.29%	11,621円	5,875円		0.02%	289円	118円		

2-(3) 標準保険料率等③

市町村名	区分	R5年度			R5一人当たり 保険料必要額	R6年度			R6一人当たり 保険料必要額	R6-R5			R6-R5 (一人当たり保 険料必要額)	
		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額	増減率	
南大隅町	医療給付費分	8.14%	35,251円	23,490円	116,048円	8.18%	35,061円	22,964円	116,876円	0.04%	-190円	-526円	828円	0.71%
	後期高齢者支援金等分	2.80%	11,739円	7,822円		2.93%	12,219円	8,003円		0.13%	480円	181円		
	介護納付金分	2.33%	11,642円	5,915円		2.39%	12,136円	6,135円		0.06%	494円	220円		
肝付町	医療給付費分	6.78%	29,372円	19,573円	94,942円	7.38%	31,616円	20,708円	99,316円	0.60%	2,244円	1,135円	4,374円	4.61%
	後期高齢者支援金等分	2.74%	11,493円	7,659円		2.81%	11,728円	7,681円		0.07%	235円	22円		
	介護納付金分	2.35%	11,741円	5,965円		2.39%	12,124円	6,129円		0.04%	383円	164円		
中種子町	医療給付費分	6.62%	28,665円	19,101円	112,528円	6.52%	27,926円	18,291円	111,613円	-0.10%	-739円	-810円	-915円	-0.81%
	後期高齢者支援金等分	2.97%	12,443円	8,292円		3.09%	12,897円	8,447円		0.12%	454円	155円		
	介護納付金分	2.37%	11,813円	6,001円		2.47%	12,503円	6,321円		0.10%	690円	320円		
南種子町	医療給付費分	7.40%	32,051円	21,358円	110,706円	6.36%	27,256円	17,852円	89,484円	-1.04%	-4,795円	-3,506円	-21,222円	-19.17%
	後期高齢者支援金等分	2.77%	11,599円	7,729円		2.80%	11,674円	7,646円		0.03%	75円	-83円		
	介護納付金分	2.25%	11,253円	5,717円		2.25%	11,424円	5,775円		0.00%	171円	58円		
屋久島町	医療給付費分	5.79%	25,093円	16,721円	83,490円	6.67%	28,599円	18,732円	93,542円	0.88%	3,506円	2,011円	10,052円	12.04%
	後期高齢者支援金等分	2.89%	12,126円	8,080円		2.93%	12,220円	8,003円		0.04%	94円	-77円		
	介護納付金分	2.45%	12,250円	6,224円		2.52%	12,786円	6,464円		0.07%	536円	240円		
大和村	医療給付費分	6.36%	27,559円	18,364円	93,506円	6.21%	26,628円	17,440円	90,138円	-0.15%	-931円	-924円	-3,368円	-3.60%
	後期高齢者支援金等分	2.77%	11,605円	7,733円		2.80%	11,686円	7,654円		0.03%	81円	-79円		
	介護納付金分	2.34%	11,683円	5,935円		2.43%	12,325円	6,231円		0.09%	642円	296円		
宇検村	医療給付費分	5.66%	24,506円	16,330円	86,082円	4.23%	18,110円	11,862円	75,716円	-1.43%	-6,396円	-4,468円	-10,366円	-12.04%
	後期高齢者支援金等分	2.72%	11,420円	7,610円		2.81%	11,696円	7,661円		0.09%	276円	51円		
	介護納付金分	2.30%	11,504円	5,845円		2.32%	11,775円	5,953円		0.02%	271円	108円		
瀬戸内町	医療給付費分	6.10%	26,422円	17,607円	85,753円	7.47%	31,998円	20,958円	99,913円	1.37%	5,576円	3,351円	14,160円	16.51%
	後期高齢者支援金等分	2.72%	11,416円	7,607円		2.91%	12,134円	7,948円		0.19%	718円	341円		
	介護納付金分	2.25%	11,223円	5,702円		2.41%	12,224円	6,180円		0.16%	1,001円	478円		
龍郷町	医療給付費分	6.66%	28,845円	19,221円	101,405円	4.37%	18,724円	12,264円	78,844円	-2.29%	-10,121円	-6,957円	-22,561円	-22.25%
	後期高齢者支援金等分	2.77%	11,624円	7,746円		2.84%	11,853円	7,764円		0.07%	229円	18円		
	介護納付金分	2.43%	12,142円	6,169円		2.45%	12,442円	6,290円		0.02%	300円	121円		
喜界町	医療給付費分	4.89%	21,185円	14,117円	77,792円	5.37%	23,021円	15,078円	83,804円	0.48%	1,836円	961円	6,012円	7.73%
	後期高齢者支援金等分	2.82%	11,826円	7,880円		2.92%	12,172円	7,972円		0.10%	346円	92円		
	介護納付金分	2.32%	11,603円	5,895円		2.43%	12,332円	6,234円		0.11%	729円	339円		
徳之島町	医療給付費分	5.05%	21,856円	14,564円	70,885円	6.08%	26,056円	17,066円	82,156円	1.03%	4,200円	2,502円	11,271円	15.90%
	後期高齢者支援金等分	2.82%	11,815円	7,873円		2.84%	11,839円	7,754円		0.02%	24円	-119円		
	介護納付金分	2.45%	12,216円	6,206円		2.45%	12,405円	6,271円		0.00%	189円	65円		
天城町	医療給付費分	4.63%	20,054円	13,363円	64,166円	5.54%	23,751円	15,556円	73,360円	0.91%	3,697円	2,193円	9,194円	14.33%
	後期高齢者支援金等分	2.90%	12,147円	8,094円		2.97%	12,382円	8,110円		0.07%	235円	16円		
	介護納付金分	2.50%	12,477円	6,339円		2.66%	13,478円	6,814円		0.16%	1,001円	475円		
伊仙町	医療給付費分	3.53%	15,305円	10,198円	51,443円	4.07%	17,444円	11,426円	57,252円	0.54%	2,139円	1,228円	5,809円	11.29%
	後期高齢者支援金等分	2.98%	12,471円	8,310円		3.04%	12,683円	8,307円		0.06%	212円	-3円		
	介護納付金分	2.53%	12,649円	6,426円		2.58%	13,100円	6,623円		0.05%	451円	197円		
和泊町	医療給付費分	5.76%	24,930円	16,613円	99,978円	6.60%	28,279円	18,522円	110,617円	0.84%	3,349円	1,909円	10,639円	10.64%
	後期高齢者支援金等分	2.81%	11,787円	7,855円		2.88%	12,016円	7,870円		0.07%	229円	15円		
	介護納付金分	2.29%	11,436円	5,810円		2.38%	12,091円	6,113円		0.09%	655円	303円		
知名町	医療給付費分	5.93%	25,702円	17,127円	94,482円	6.54%	28,012円	18,347円	104,850円	0.61%	2,310円	1,220円	10,368円	10.97%
	後期高齢者支援金等分	2.74%	11,479円	7,649円		2.85%	11,865円	7,771円		0.11%	386円	122円		
	介護納付金分	2.26%	11,277円	5,729円		2.37%	12,041円	6,087円		0.11%	764円	358円		
与論町	医療給付費分	4.62%	20,014円	13,336円	90,870円	5.01%	21,452円	14,051円	92,801円	0.39%	1,438円	715円	1,931円	2.13%
	後期高齢者支援金等分	2.84%	11,919円	7,942円		2.85%	11,865円	7,771円		0.01%	-54円	-171円		
	介護納付金分	2.39%	11,930円	6,061円		2.40%	12,158円	6,146円		0.01%	228円	85円		

2-(4) 国民健康保険給付費等交付金（普通交付金）

<ポイント>

- 国民健康保険給付費等交付金のうち、普通交付金は、平成30年度以降、市町村が療養の給付等に要する費用を支払うために必要な額を全額県から市町村へ交付するものである。

市町村名	R5年度	R6年度	R6-R5	市町村名	R5年度	R6年度	R6-R5
鹿児島市	47,690,998,497円	48,379,071,699円	+688,073,202円	長島町	1,495,276,960円	1,313,820,787円	▲181,456,173円
鹿屋市	8,081,914,164円	8,542,642,676円	+460,728,512円	湧水町	1,079,201,632円	792,545,958円	▲286,655,674円
枕崎市	2,500,466,335円	2,509,554,528円	+9,088,193円	大崎町	1,080,355,608円	1,280,192,092円	+199,836,484円
阿久根市	2,249,575,860円	2,041,735,688円	▲207,840,172円	東串良町	773,518,820円	729,385,442円	▲44,133,378円
出水市	5,189,586,112円	4,931,648,354円	▲257,937,758円	錦江町	1,085,851,376円	1,027,323,623円	▲58,527,753円
指宿市	4,255,492,723円	4,617,246,296円	+361,753,573円	南大隅町	1,074,070,995円	794,715,644円	▲279,355,351円
西之表市	1,495,374,911円	1,365,615,284円	▲129,759,627円	肝付町	1,565,700,018円	1,566,774,294円	+1,074,276円
垂水市	1,483,085,469円	1,858,041,814円	+374,956,345円	中種子町	927,658,278円	939,451,870円	+11,793,592円
薩摩川内市	7,901,390,737円	8,109,363,268円	+207,972,531円	南種子町	658,226,965円	558,277,717円	▲99,949,248円
日置市	4,312,688,279円	4,465,241,202円	+152,552,923円	屋久島町	1,322,436,678円	1,573,225,031円	+250,788,353円
曾於市	3,883,775,399円	3,919,204,112円	+35,428,713円	大和村	131,625,590円	167,727,452円	+36,101,862円
霧島市	10,627,937,734円	10,407,378,982円	▲220,558,752円	宇検村	136,677,944円	118,608,739円	▲18,069,205円
いちき串木野市	2,960,495,906円	2,924,448,227円	▲36,047,679円	瀬戸内町	915,645,201円	1,094,350,742円	+178,705,541円
南さつま市	3,832,244,958円	3,697,969,172円	▲134,275,786円	龍郷町	546,205,808円	564,194,632円	+17,988,824円
志布志市	3,245,429,687円	2,969,055,900円	▲276,373,787円	喜界町	754,281,490円	786,686,261円	+32,404,771円
奄美市	3,571,900,508円	3,733,918,759円	+162,018,251円	徳之島町	1,181,244,459円	1,040,393,601円	▲140,850,858円
南九州市	4,228,732,948円	4,151,399,027円	▲77,333,921円	天城町	829,816,180円	770,636,001円	▲59,180,179円
伊佐市	2,448,192,825円	2,385,307,820円	▲62,885,005円	伊仙町	870,649,244円	930,280,837円	+59,631,593円
始良市	6,862,597,027円	7,237,434,710円	+374,837,683円	和泊町	729,045,989円	730,368,790円	+1,322,801円
三島村	72,653,443円	133,037,262円	+60,383,819円	知名町	769,757,528円	904,512,047円	+134,754,519円
十島村	126,522,022円	127,204,337円	+682,315円	与論町	447,868,952円	576,024,079円	+128,155,127円
さつま町	2,069,414,780円	1,870,209,391円	▲199,205,389円	計	147,465,586,039円	148,636,224,147円	+1,170,638,108円